

A29 一定の場合には就任することができます。

【解説】

厚生省健康政策局長通知(平2年3月1日健政発第110号)別添の医療法人運営管理指導要綱において、「医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長として就任したり、役員として参画したりしていることは、非営利性という観点から適当でないこと。」とされており、MS法人の役員については、従来、医療法人の役員に就任することは認められませんでした。これは、医療法人は営利を目的としておらず、かつ剰余金の配当が禁止されており、医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が医療法人の役員となると、剰余金の配当と同じような取引行為が可能となるためです。MS法人は、医療法人と関係のある特定の営利法人といえるので、MS法人の役員が医療法人の役員に就任できないということになります。

ただし、平成24年3月30日付「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について(厚生労働省)」の通知において、兼務について具体的になりました。この通知に該当する場合には、医療法人とMS法人の役員を兼務することが可能であると考えられます。

1. 法人診療所である場合には、その法人の役員が法人診療所と利害関係のある営利法人等の役職員を兼務していないこと
2. 個人診療所及び法人診療所が営利法人等から土地又は建物を賃借している場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること・契約内容が妥当であると認められること・いずれも満たす場合、かつ、医療機関の非営利性に影響を与えることがないものであるとき
3. 営利法人等との取引額が少額である場合

次に、同族会社(例えば不動産管理会社など)についてですが、医療法人と関係があるか否かがポイントとなってくると思われます。例えば、同族会社である不動産管理会社と医療法人との間で、診療所土地又は建物について賃貸借契約を締結している場合などにおいては、上記通知を参照する必要があります。しかし、同族会社である不動産管理会社が医療法人と賃貸借契約などを締結していないのであれば、医療法人と関係のある特定の営利法人とはいえませんが、同族会社である不動産管理会社の役員が、医療法人の役員に就任することは可能であると思われます。